平成２８年（フ）第８４号
福島市東浜町22番７号　若島ハイツ103
債務者　岡崎　光夫
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第８５２号
千葉県市原市八幡1505番地１　シティハイム山王103
債務者　伊藤　清子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８５号
千葉県船橋市二宮２丁目14番３号　ニューライフ205号
債務者　西尾　陽一
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１８号
千葉市若葉区若松町977番地72　グランドステージ・コウＢ館102号
債務者　黒川　尭之
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９５３号
千葉市中央区長洲１丁目34番２号　アレッタ長洲203号
債務者　大泉　志帆
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９６６号
千葉県習志野市東習志野３丁目14番18―001号
債務者　土田　久也
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９６７号
千葉県船橋市高根台５丁目１番264棟204号
債務者　野宮　弘子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７７号
千葉県市原市喜多613番地20
債務者　髙村さおり（旧姓陽田）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２０号
新潟市西区木場1777番地
債務者　山際家こと　山際　立一
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９３号
新潟市西区明田349番地２、前住所新潟市西区明田345番地
債務者　藍木ツネ子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９９号
富山県射水市二口1234番地９
債務者　寺井　恵美
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２９号
石川県七尾市中島町鹿島台は部14―４　白波風デイサービスセンター、住民票上の住所石川県七尾市天神川原町ニ部１番地５
債務者　平野　節子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第２１１号
山梨県山梨市上栗原863番地
債務者　柿木　寛之
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
山梨県甲斐市篠原3213番地　鷹野住宅９号、前住所山梨県南巨摩郡富士川町小林1961番地２
債務者　佐野　政和
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
山梨県笛吹市石和町下平井１番地１　Ｙ＆Ｍグランディール・マリン104、前住所秋田県大館市字大田面380番地　ブルス・ハープⅡ201
債務者　神　　一真
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７７号
長野県埴科郡坂城町大字坂城1904番地１
債務者　池田　法恵
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第８０号
長野県上田市保野134番地１
債務者　伊藤　美穂
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
長野地方裁判所上田支部